

振込取引の法的性質について

——第三者のためにする契約説の立場からの覚え書き——

秦 光 昭

- 一 はじめに
- 二 振込の意義
- 三 振込を巡って最近の判例上問題となった事項
- 四 振込における預金債権成立の根拠
- 五 振込人と仕向銀行との間の契約関係
- 六 第三者のためにする契約説の補強
- 七 仕向銀行を代理人または使者とする第三者のためにする契約説による構成
- 八 各種の取引上の問題の解決方法
- 九 まとめにかえて

一 はじめに

振込は、いまや内国為替の取扱高の90%以上を占めるに至っており、内国為替の中心的存在となっている。これに伴い、取引上の事故も少なくない⁽¹⁾とみえて、最近いくつかの注目すべき判決が出ている。また、これらの判決を巡る学者、金融実務家の論評の数も夥しいものがある。

したがって、いまさらこのようなテーマに取り組むことは、いたずらにこれまでの優れた論評に屋上屋を架することになる可能性があり、本来は、振込を巡る論争に加わるのは本意ではなかったのであるが、あえてこのテーマで書いてみる気になったのは、次のような理由からである。

すなわち、これまでの論評は、後述のように、そのほとんどが振込の法的性質が委任であるという前提を動かすことのできないものとして立論をしていて、学説の間でかねて有力に唱えられている第三者のためにする契約説の立場からの立論の試みがほとんど見られない。しかし、委任の構成には、後述のように、委任の内容が何かという点において、どうにも無理があるように思えて仕方がなく、それにもかかわらず委任の構成が通説・判例となっているのは、この問題を巡る議論が比較的限られた学者、実務家の間で論じられるに留まっていることにも一つの原因があるのではないかと考えるようになった。いいかえれば、実務は実務として重要であることはいままでもないが、実務の現状をそのまま肯定するのではなく、法律的にあるべき実務は何かという観点からの検討も必要であり、そのためには、もっと多くの関係者がいろいろな観点からこの議論に参加することが必要ではないかと思うようになった。

そこで、本稿では、委任契約説に対する疑問から発して、第三者のためにする契約説の立場からの法律構成を試みることにしたい。

二 振込の意義

最初に振込の意義と実務の概要について述べておきたい。

(1) 意義

振込は、広義では、① 振込人が受取人の預金口座のある銀行その他の金融機関（以下銀行という。）の店頭において受取人の預金口座に現金を入金する場合（以下店頭振込という。）、② 振込人が受取人の預金口座のある銀行に対してではあるが、預金口座のある店舗とは異なる店舗に対して振込を依頼する場合（以下本支店振込という。）、③ 振込人が受取人の預金口座のある銀行とは異なる銀行に対して振込を依頼する場合（以下単に振込という。）の3つの態様を含む。このうち、内国為替の問題として一般に取り扱われるのは、③であり、本稿で取り扱うのもこれである。しかし、受取人において預金債権を取得するメカニズムについては、後述のように共通に論ずべき点が含まれている。

なお、③の固有の意味の振込は、以前は当座預金口座に対するもののみが認められていたことから、当座振込と呼ばれていたが、その後普通預金への振込も認められるようになったことから、現在では単に振込と呼ばれている。

(2) 振込の仕組み

振込においては、振込（依頼）人、仕向銀行、被仕向銀行および受取人の4当事者が登場する。すなわち、振込人は、受取人に対する債務の弁済等のため、取引銀行等近くの銀行に対して、資金を提供して被仕向銀行にある受取人の預金口座に振り込むことを依頼する。仕向銀行は、この依頼に基づき内国為替制度に従い、被仕向銀行に対して為替通知をする。被仕向銀行は、この為替通知に基づき受取人の預金口座に入金記帳する。

仕向銀行と被仕向銀行との間の資金の決済は内国為替制度に基づき日本銀行を介して行われる⁽³⁾。

振込は、電信扱いによるもの（テレ為替）と文書扱いによるもの（文書為替）に大別される。テレ為替は、全銀シス

テムというオンラインにより為替通知がなされるもので、振込を急ぐ場合に利用される。また、文書為替は、為替通知が文書をもって、手形交換所における文書交換または郵送により行われるもので、とくに急がない振込の場合に利用される。両者は、このように為替通知の方法のほか、仕向銀行と被仕向銀行の間の資金決済の方法にも違いがあるが、取引の仕組みには変わりがない。

そして、その間の取引関係は、通常、振込人―仕向銀行、仕向銀行―被仕向銀行、被仕向銀行―受取人、振込人―受取人の4つの関係に分けて論じられる。すなわち、振込人は、受取人に対して負担する債務の履行等のために仕向銀行に対して振込を委託し、仕向銀行は被仕向銀行に対して受取人の預金口座への入金を依頼し、被仕向銀行は預金口座への入金によって受取人に対して預金債務を負担する、というように説明される。

(3) 他の送金方法との関係

内国為替における他の送金方法に普通送金と電信送金がある。これらは、現在では振込により代替されて、ほとんど利用されなくなっている。実務上の観点からは、これらの送金方法の法的効力を論じる実益は乏しい。しかし、振込との異同を明らかにすることは、振込の法律的性質を検討する上で有意義である。

普通送金は、仕向銀行が送金資金と引換えに、振込人に対して被仕向銀行を支払人とする小切手（送金小切手）を振り出し、振込人はその送金小切手を受取人に送付し、受取人はその小切手を被仕向銀行に提示して金を受け取る、という方法で資金の移動が行われる送金方法である。支払いが小切手に対するものとして行われることからいって、その法的性質が被仕向銀行の義務という側面から見て、委任であることに異論はない。

電信送金は、普通送金における小切手に代えて電報送達紙が用いられるものであり、被仕向銀行における支払も必ずしも委任として構成しなければならぬ必然性はない。この点、判例は、委任と解しているが、⁽⁴⁾学説においては第三者のためにする契約と解する説も有力である。⁽⁵⁾

今ここでは、電信送金の法的性質について論ずることは省略するが、ただ、これらの送金方法と振込との間には、金銭債務の決済手段として次のような違いがあることに注目しておきたい。すなわち、普通送金および電信送金は、受取人に対して現金を支払う手段としてなされるのに対して、振込は受取人に対して現金の支払いに代えて預金債権を取得させる手段として行われるという点である。この相違は、次の4点においてきわめて重要である。

第一に、普通送金、電信送金（以下両者を送金という。）にあつては、金銭債務の履行がまさに金銭によって行われるものであるから、履行地等の問題を除けば、債務の本旨にしたがつた弁済となるのに対して、振込にあつては、金銭債務を金銭でなく預金債権なる金銭債権をもって弁済するものであるから、本旨弁済とはいえない。したがつて、振込の方法によって弁済するには、債権者である受取人の承諾が必要であると解すべきことになる。⁽⁶⁾この点は、預金債権は、従来の我国の金融常識からすれば、一般には確実に現金化できるものとはいえず、今後については金融機関の倒産も考慮に入れた議論が必要であること、またそこまでいわなくても、預金債権については、第三者による（仮）差押えや預入先銀行による相殺の対象となる危険があることからいって、債権者にとつて現金の受領の方法によるより不利であることは否めないから、そのように解するはかはない。

第二に、上記の点とも関連して、送金の場合には、受取人が現金を受け取った時に初めて送金人の債務が消滅する。送金人としては、受取人が弁済期に現金が受け取れるように送金の手続をしなければならないが、受取人が現金を受

け取るまでは、受取人の受領遅滞の責任の問題は生ずるのとはともかく、債務は消滅しない。これに対して、振込の場合、受取人の預金債務の成立と同時に振込人の債務は当然に消滅する。いいかえれば、振込の場合は、預金債権が成立するまでは、振込人の債務も消滅しない。

第三に、送金においては、受取人が現金を受領することにその制度としての存在価値があるから、被仕向銀行においては相殺等の方法により支払を拒むことはできないと解すべきことにならう。この点、電信送金について委任説をとる判例、通説の立場に立てば、被仕向銀行は受取人に対して送金額について債務を負わないのであるから、当然そうなるが、電信送金を第三者のためにする契約と解する場合も、そのように解すべきである。

この点、振込においては、受取人が債権の受領を預金債権をもってすることに同意している以上、被仕向銀行による相殺の危険も当然覚悟すべきものと解すべきであり、相殺を禁ずべき根拠は見出せない。

第四に、送金においては、被仕向銀行としては、遅くとも、受取人が受領に赴くまでに支払の体制を整えておけば足りる、すなわち、受取人からの請求を待って支払えばよい。この点、振込においては、被仕向銀行としては、仕向銀行からの指図通りに、一定の日までに受取人の預金債権として認識しておかなければならない。振込が預金債権を取得させることを目的とするものである以上、そのように取り扱わないと、振込人は履行遅滞の責任を問われることになるからである。

送金と振込とで法理を異にして考える必要がないとの議論も少なくないが、⁽⁷⁾両者の間には以上のような大きな相違が認められるのであり、この点は、振込の法理を検討するにあたって、十分考慮されなければならないものと考ええる。

三 振込を巡って最近の判例上問題となった事項

ここで、振込を巡って最近の判例で問題となった事項をモデル化してそれに対する判例の考え方を簡単に述べておく。

(1) 仕向銀行は、振込人の依頼どおりに被仕向銀行に振込の通知をしたが、振込人が振込の際に振込先口座の名義人を指定したのみでその口座を明示していなかったために、名義人がSであること以外に手掛かりがなかったことから、仕向銀行に照会することもなく、被仕向銀行がS本人の指示に従ってSが代表取締役となっているT株式会社名義の口座に入金した場合に、振込人は仕向銀行に対して債務不履行の責任を追求することができるか。

この事件に対して、高松高裁平成元年一〇月一八日判決は、振込において、被仕向銀行が指定された受取人名義の預金口座が存在しないため受取人の指示に従って別人の預金口座に入金処理をしても、受取人には送金先の指定変更の権限はないから振込契約の本旨に従った債務履行とはいえず、仕向銀行は、被仕向銀行と共同し、またはこれを履行補助者としたものとして、振込人に対し債務不履行の責任を負うとした。

この判決に対しては、仕向銀行としては振込人の指示どおりに手続をしているにもかかわらず、なぜ責任を問われなければならないかという観点からの批判が強い⁽⁸⁾。そして、この判決は仕向銀行と被仕向銀行との間の法律関係について問題を投げかけた判決として、これに対する最高裁の考え方が注目されていたが、最高裁平成六年一月二〇日判決（金融法務事情一三八三号三七頁）は、被仕向銀行が本件のような場合に受取名義人の指示に従って同人が代表取締役である法人名義の口座に入金したときは、仕向銀行は履行すべき義務を尽くしたと云うべきであり、振込

人から責任を追求されるいわれはないとし、仕向銀行と被仕向銀行の間の法律関係に立ち入ることなく、仕向銀行の責任を否定している。

- (2) 振込人が本支店振込を依頼するに当たり、当座預金への振込依頼書に「豊和工業株式会社」とすべきところを「豊和産業株式会社」と誤って記載したために、仕向店がテレックスで口座番号等を記載することなく「ホウワサンギョウ」と送信した結果、たまたま被仕向店に存在した「朋和産業株式会社」名義の普通預金口座に入金記帳され、その後同預金口座に対して差押・転付命令がされた。この場合、転付債権者は、被仕向銀行に対してその支払を求めることができるか。

これに対して名古屋高裁昭和五一年一月二二日判決（金融法務事情七九五号四四頁）は、本支店振込の場合も他行振込の場合とその法律関係に変わりがないという前提に立ちつつ、受取人における預金債権の取得および差押・転付命令の有効性を否定し、その理由を次のように述べている。

「…被仕向銀行と受取人の関係は、両者になされた普通預金に関する約款（普通預金規定）があり、これにより、あらかじめ包括的に、被仕向銀行が現金、手形、小切手その他為替による振込金等の受入れを承諾し、受入れの都度当該振込金を受取人のため、その預金口座に入金し、かつ、受取人もこの入金を受入れを承諾して預金債権を成立させる意思表示をしているものであることが認められ、右契約は、委任契約と消費寄託契約の複合的契約であるということが出来る。…ところで、右認定の約款により、受取人に被仕向銀行が受け入れた振込金について、予めなされた包括的な承諾によりこれを受け入れ、預金債権を成立させるのであるが、右約款上の受入れ承諾の意思は、客観的にも実質上正当な受取人と指定される取引上の原因関係の存在を当然の前提としているものと解され、

右正当な受取人に対してでない振込の場合にまで、預金として受け入れる意思があると認めるとはできない。」この判決は、受取人において振込により預金債権を取得する根拠を預金約款に求めるとともに、振込人と受取人の間に正当な原因関係が存在することを預金債権取得の条件とするものであるが、そのような仕向銀行や被仕向銀行が知りえない原因関係を預金債権の成立の条件に持ち込むことの妥当性が問題とされている。⁽⁸⁾

(3) 振込人が振込依頼書に受取人名を間違えて記載したために、まったく別人の預金口座に入金されたところ、たまたま被仕向銀行がその預金口座の名義人に対して債権を有していたために、これと相殺をする意思表示をした場合、その相殺は有効か。

鹿児島地方裁判所平成元年一月二七日判決（金融法務事情一二五五号三三頁）は、預金債権の成立および相殺の効力を否定し、振込人の不当利得返還請求を認めた。この判決が理由として述べるところは、(2)の判決と同じである。

(4) 振込人と受取人の間に対価関係（振込人が受取人に対して債務を負担する関係）はあるが、仕向銀行が振込依頼を受けることなく振込の手續をってしまった場合（実際には、いったんなされた振込依頼が撤回されたにもかかわらず、振込通知を発してしまった場合）に、仕向銀行は、受取人、振込人のいずれに対して不当利得の返還請求ができるか。

東京地裁平成五年三月五日（金融法務事情一三七九号四二頁）は、仕向銀行と受取人の間で解決すべき問題であるとし、その理由を次のように述べている。

「…一般に本件における振込依頼人と受取人のような関係にある者の間での対価関係は存在するが、補償関係が欠ける場合に、不当利得関係が問題となるのは補償関係が欠ける当事者の間であり、給付関係当事者（本件における仕向銀行と受取人）の間ではないとされているが、その理由は、対価関係の存在によって受取人が対価関係上は給付

を保持し得る根拠がある半面、振込依頼人は債務消滅の利益を受け、補償関係が欠ける当事者の一方に法律上の原因を欠く利得が生じると考えられるからである。：振込送金取引において銀行は振込依頼人と受取人の資金移動の目的・原因等について関知すべき立場になく、また仕向銀行は被仕向銀行に対し受取人口座への入金を委託するものにすぎないから、振込送金につき、それ自体、仕向銀行にとって、受取人に対する（振込依頼人の債務の弁済としての）給付としての性格を有すると解することには疑問の余地がある。：仕向銀行においては、振込依頼人の依頼に基づいて被仕向銀行の受取人名義口座への振込入金手続を行うにすぎない。これは確かに、最終的には振込依頼人の計算において行うものであり、振込依頼人による弁済の効果を確認することの説明として、あるいは被仕向銀行と振込依頼人との関係等の説明のために銀行を振込依頼人の代理人または使者と構成する考え方もないわけではないが、仕向銀行は、被仕向銀行との関係においては事故の資金・計算において決済をするのであり、被仕向銀行に対し自己の名をもって委託するものであって、振込依頼人の代理人または使者として行うものではなく、被仕向銀行においても同様であるから、少なくとも銀行の立場からみて、振込依頼人の名で、又は振込依頼人に直接法的効果を帰属させる意思で、銀行自身が受取人に対して給付ないし弁済を行うものではない。」

このように、この判決は、仕向銀行は、振込人の代理人又は使者の地位にあるものではないこと、また自己の名において弁済するものでもないことを理由に、振込が表見代理人による弁済あるいは代位弁済となるとする受取人からの主張を斥けている。

- (5) 振込人は、本支店振込を依頼するに際し、「株式会社東辰」のつもりで「(カ)トウシン」と記載したが、被仕向銀行・口座番号はまったく別の「株式会社透信」のものを、そうとは知らずに記載して振込の依頼をしてしまっ

た。そのため、株式会社透信の預金口座への入金記帳がなされたところ、その預金が第三者により差し押さえられた。そこで、振込人から差押えを排除するため第三者異議の訴えが提起され、そのような第三者異議の訴えが認められるかが問題となった。

東京地判平成二年一〇月二五日（金融法務事情一二七三三頁）は、被仕向銀行と受取人の間で振込により預金債権を成立させることに合意されているのは、受取人との間で取引上の原因関係のある者の振込依頼に基づき振り込まれた振込金等に限られる、とするとともに、第三者異議の申立ての可否の点については、次のように述べている。「本件強制執行の目的物は、後記目録記載の債権であるところ、前記のようにこの債権は実在しないものであるから、原告は、これについて「その譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」（民執法三八条）であると直接にはいえないかも知れないが、本件のように目的物そのものが実在しない場合には、右目的物に準ずるものでもいふべき本件振込金につきこれと同額の金員の返還請求権を有しているのであるから、これを根拠に、右の条文を類推して、右第三者に当たると解することができる。」

また、控訴審である東京高判平成三年一月二八日（金融法務事情一三〇八号三二頁）も同様の趣旨を述べているが、第三者異議の点については、次のように補足している。

「右のとおり、透信はF銀行に対して本件預金債権を取得していない。被控訴人（振込人）の振込金が透信の預金口座に入金記帳され、その金銭価値が透信に帰属しているように取り扱われていても、実質的には、右金銭価値は、なお被控訴人に帰属しているものといふべきである。

しかるに、被控訴人に帰属している右金銭価値が、外観上存在する本件預金債権に対する差押えにより、あたか

も透信の責任財産を構成するものとして取り扱われる結果となっているものであるから、被控訴人は、右金債権の実質的帰属者たる地位に基づき、これを保全するため、本件預金債権そのものが実体上自己に帰属している場合と同様に、右預金債権に対する差押えの排除を求めることができるかと解すべきである。」

この事案は、誤振込により無効な記帳がなされた場合の法律関係に関するものとして、注目されるが、本判決が預金債権として不成立であるにもかかわらず、外観上存在する預金債権の実質的帰属を問題としている点は、理解に苦しむところである。

四 振込における預金債権成立の根拠

以上見てきたように、振込により受取人の預金債権が成立する根拠については、受取人と被仕向銀行との間の預金契約によりあらかじめ包括的に被仕向銀行が為替による振込金等の受入れを承諾し、受入れの都度当該振込金を受取人のためにその預金口座に入金するものと解するのが判例・通説である。そして、振込人は預金口座への入金を仕向銀行を通じて被仕向銀行に対して依頼するものであるとされている。

しかし、この問題については、狭義の振込について検討する前に、店頭振込の場合の理論を固めておくことが必要であると思われる。

というのは、振込により預金債権が成立するメカニズムは、店頭振込の場合と異ならない、というよりは、店頭振込の場合をベースに考えるべき問題であると考えられるからである。

店頭振込により受取人の預金が成立する根拠に関する判例としてしばしば引用されるものに、大判昭和九、五、二五民集一三卷八二九頁がある。同判決は、第三者名義の預金への振込の法律的性質について次のように述べている。

「：又或ハ甲（筆者注：振込人）ハ銀行ノ了解ヲ得テ乙（筆者注：受取人）名義ノ預金ヲ為シ他日乙カ此預金ノ返還ヲ請求シ来ルトキハ銀行ハ之ニ応スヘキ旨甲ト銀行トノ間ニ取極メヲ為ストキハ是亦第三者ノ為メニスル契約ニ外ナラス然ルニ今乙ハ予テ同銀行ト預金取引アル場合ニ甲ハ乙ノ預金尻ニ金若干円振込ミタリトセムカ其ノ振込ミタルハ甲ヨリ乙ニ対スル同額ノ金銭債務ヲ弁済スル趣旨ナリシト將タ贈与ノ意味ナリシト抑亦ソノ他如何ナル理由ニ出タルトヲ問ハス乙ノ預金尻ハ現実ニソレタケノ増額ヲ示シタルナリ銀行ヨリ乙ニ対シ右ノ如キ振込アリタルコトヲ通知スルト否トニ関セス又銀行ハ乙ニ対シ当該預金ヲ支払フヘシトノコトヲ銀行ト甲トノ間ニ於テ取極ムルト否トニ関セス甲ノ振込ニ因リ当該金円ハ当然ニ直接ニ乙ノ預金ト化シタルナリ正シク云ヘハ乙ハ当該預金払戻請求権ヲ取得シタルナリ又何処ニカ第三者ノ為メニスル契約ヲ云々スル必要ト余地トアラムヤ之ヲ諭フルニ此ノ場合銀行ハ乙ノ為ニハ一種ノ金庫ナリ人アリ来リテ乙ニ交付スルノ意思ヲ以テ這中ニ金円ヲ投シ去リタリトセヨ誰カ乙ノ当然ニ直接ニ其ノ金円ヲ取得スルコトヲ怪ムヤ預金ノ場合亦爾リ唯取得スルモノ彼ハ則チ現金ニシテ此ハ則チ預金債権ノ差アルニ過キス」

この判決に対してはすでに多くの批判がなされている。すなわち、本判決は、第三者がまだ銀行に預金口座を開設していない場合については、振込人と銀行との間に第三者のためにする預金契約が成立する余地を認めながら、第三者がすでに預金口座を有する場合については、金庫に金を投入するのと同様に第三者の預金債権の額が当然に増加するとするものであるが、我妻栄教授はこれに対してつぎのような批判をされている。すなわち、銀行と協議の上で第三者の預金口座に払い込むのは、金庫に金を投入するのとは質的にまったく異なり、銀行と払込人との契約に他なら

ないものであり、したがって、それが第三者に預金債権を取得させるためになされたものであるならば、まさしく第三者のためにする消費寄託契約なのである、とされる(判民昭和九年度六七事件評釈)。

この判例の論理は、我妻教授が指摘されるように、法律上の人格者である銀行とそうでない金庫とを同視するものとして不当であるのみならず、法律論の体をなしていないといわざるをえない。預金はあくまでも預金者の銀行に対する消費寄託契約に基づく債権であって、単なる事実行為に基づいては発生するものではない。したがって、この判決の論理は、そのまま法律論として受け取ることはできず、その真意は第三者の意思にかかわらず預金が成立することを述べたにすぎないものと見るべきであろう。⁽⁸⁾

そこで、あらためて店頭振込の場合の預金債権成立の根拠を考えてみるに、これは第三者のためにする消費寄託契約と解するのが最も素直な解釈であると思われる。振込人としては、銀行との間で、持参した金円について被振込人を受益者とする消費寄託契約を締結するものである。この場合、振込人としては、入金と同時に第三者の預金債権を成立させることを意図して、銀行と契約しているものであり、銀行に預金債務の負担に必要な行為を委任するといった、回りくどいことを意図していないはずである。この場合、第三者のためにする契約とすると、後述のように、受益の意思表示がいつなされたかという問題が生ずるが、預金債権発生の根拠としては、このように解するのがもっとも素直で振込人の意思にもそうものと考ええる。

この点、それ以外の説明としては、狭義の振込に關してなされている委任の構成がある。

これは仕向銀行と被仕向銀行について一般に述べられていることであるが、これを店頭振込の場合に当てはめると次のようになる。すなわち、振込人は、銀行に対して被振込人の預金口座に振り込むことを委任し、銀行はこれに基

づいて記帳をすることにより、被振込人に対する預金債務を負担するのであると。

しかし、このような説明は、契約によることなく単なる事実行為によって銀行が預金債務を負うことを認めるものだとすると、上記の大審院判決に対すると同じ批判が当てはまる。そこで、銀行になんらかの法律行為があると構成するためには、銀行に単独行為としての債務負担行為があると解することが必要となる。⁽⁹⁾

これは巧妙な説明であるが、そのような単独行為としての債務負担行為といったまだ確立した理論とはいえない理論を用いてまで、第三者のためにする契約という構成を避ける必要があるかは疑問であり、後述する。振込人の意思としても預入と同時に直接に被振込人のために預金債権を取得させることにあるのに、銀行における一定の手続を経ないと預金債権が成立しないというのでは振込人の意思にも反する結果となろう。

預金債権成立の理論として考えられるもうひとつの理論は、預金契約に直接の根拠を求める考え方であろう。すなわち、預金規定上の振込金も預金として受け入れる旨の特約を、振込を停止条件とする諾成的消費寄託契約または準消費寄託契約とみて、振込により当然に預金契約が成立するとするものである。

前記の名古屋高判昭和五年一月二八日等が被仕向銀行と受取人の関係について委任契約と消費寄託契約の複合的契約であるとする趣旨は必ずしも明確でないが、この停止条件付消費寄託の考え方のもとでは、被仕向銀行のなんらの行為を要せず預金債権が発生することになるから、この判例が委任説に立つものとすれば、この考え方とは相容れないことになる。すなわち、預金規定に根拠を求める場合は、必ずしも委任の理論によることなく、預金債権の発生を説明することは可能であり、せいぜい被仕向銀行には入金記帳の事務（これも預金規定に基づく預金者・受取人に対する債務であると思えば足りるが）が仕向銀行に対する委任契約上の債務として認められるにすぎないことになろう。

以上、要するに、店頭振込の場合の法律関係は、第三者のためにする消費寄託契約と解するのをもっとも素直な解釈であることを述べたものであるが、次に、本支店振込の場合がどうかである。この点、本支店振込の場合と店頭振込の場合とでその理論構成を変えるべき理由はまったく見出せない。店舗が異なっても被振込人が預金口座を有する銀行との間の振込契約であることに変わりはないからである。

そこで問題は、狭義の振込の場合がどうかであるが、私見としては、その場合も預金成立の理論は変わりようがないと考える。ただ、その場合は、振込人が直接に被仕向銀行と契約することができないことから、第三者のためにする契約が振込人と仕向銀行のいずれの間に締結されたと見るかの問題が生ずる。以下、項を改めてこの点について検討する。

五 振込人と仕向銀行との間の契約関係

振込人と仕向銀行との契約関係が委任ないし準委任であることについては問題がない。

振込の法的性質に関して委任説と第三者のためにする契約の対立が問題となるのは、被仕向銀行の法的な地位に関してであって、それを第三者のためにする契約と解する場合であっても、振込人と仕向銀行の関係が委任であることに変わりはない。振込人としては被仕向銀行における受取人の預金債権を成立させるために、その事務を仕向銀行に委託するものであるからである。

そこで、問題は委任の目的ないし内容が何かである。この点については、次のような説があるとされている。⁽¹⁰⁾

- (1) 被仕向銀行との間で被仕向銀行が受取人に対して預金債務を負担すること、あるいは被仕向銀行が受取人の口座に振込金を記帳すること等の委任契約を締結することとする説。⁽¹¹⁾
- (2) 仕向銀行と被仕向銀行との間で、仕向銀行を要約者、被仕向銀行を諾約者、受取人を受益者とする第三者のためにする消費寄託契約を締結することとする説。⁽¹²⁾
- (3) 仕向銀行が振込人の代理人または使者として被仕向銀行との間で第三者のためにする消費寄託契約を締結することであるとす説。⁽¹³⁾

この点についての最高裁判決はまだ出ていないが、下級審では(1)の考え方を示すとみられるものが出ており、また、最高裁が電信送金についてとっている考え方が委任説であることから、判例の考え方は(1)であるとする見方が一般である。

前述のように、東京地裁平成二年一〇月二五日判決（金融法務事情二二七号三九頁）は、「振込における受取人と被仕向銀行との関係は、両者間の預金契約によりあらかじめ包括的に、被仕向銀行が為替による振込金等の受入れを承諾し、受入れの都度当該振込金を受取人のため、その預金口座に入金し、かつ、受取人もこの入金を受入れを承諾してこれについて預金債権を成立させる意思表示をしているものであり、右契約は、準委任契約と消費寄託契約の複合的契約であると解される。」と述べ、また同事件の控訴審判決である東京高裁平成三年一月二八日判決（金融法務事情一三〇八号三一頁）も「振込金について銀行が預金口座に入金記帳することにより、受取人の預金債権が成立するのは、受取人と銀行との間で締結されている預金取引契約に基づくものである。」と述べている。この趣旨は、すでに鹿兒島地判平成元年四月一八日（金融法務事情一二五号三二頁）でも述べられている。

しかし、このような考え方に對してはすでに述べたところと重複するが、次のような疑問がある。

第一に、委任の目的としての受取人の預金口座への「入金」が物理的な意味で用いられているのであるとすると、前掲大判が述べる金庫への金の投入理論と同じく法律的にナンセンスな理論といわざるを得ない。

第二に、この批判を避けるために、被仕向銀行は預金債務の負担を目的とする単独行為をすることの委任を受けるものであるとする考え方が⁽¹⁴⁾あるが、単独行為も意思表示を必要とするから、そのような意思表示が何時どのように行われたかという問題がある。また、そもそも、単独行為によって一方的に債務を負担する(第三者に対して一方的に債権を与える)ことが可能かについても自明のところとはいえない。さらに、この関係で振込金の記帳に民法の一般理論を超えた特別な効果を認めることにより預金が成立するとする考え方が⁽¹⁵⁾あるが、記帳はあくまでも銀行内部における会計帳簿上の事務処理にすぎず、これにそのような効果を認めることは、立法を待たないと無理であろう。

第三に、もし仮にこのような単独行為としての債務負担行為を委任するという理論構成に問題がないとすると、どのような契約でも委任契約として説明できることになる。例えば、売買契約であれば、この論法で行けば、買主たるべき者が売主たるべき者に対して、目的物の所有権を移転する債務を負担することを委任し、その事務処理の費用として代金相当額を売主たるべきものに交付する、といった構成ないしは説明をすることが可能であることになる。しかし、そのような構成ないしは説明方法が不自然であることは明らかであり、当事者間にそのような法律構成をとることに合理的な理由があり、かつ、そのことに合意している場合はともかく、そうでない限りそのような法律構成はとるべきではないであろう。

委任契約説には、このような理論的な問題点がある。それにもかかわらず委任契約説が支配的な地位を占めている

のは、実務が委任説にたって行われており、第三者のためにする契約説では不都合が生ずるからであると説かれることが多い。しかし、はたしてそうなのか、また実務がもともと法律的に根拠のない処理をしてきたからではないのかについてもう一度見直してみる必要がある。

この点について、卑見としては委任の目的は、仕向銀行が振込人の代理人または使者として被仕向銀行との間で第三者のためにする消費寄託契約を締結することであると考える。

すなわち、狭義の振込の場合も店頭振込の延長線上で考えるのが、統一的な理解の上でもまた振込人の意思表示の問題としても妥当であると考える。振込人としては、本来ならば店頭振込または本支店振込の方法をとりたいのであるが、それが地理的にできないために為替による振込の方法をとるものであり、それらの間、とくに本支店振込と狭義の振込との間に、被仕向銀行に対する関係での法律効果に相違があることを意識していないが通常であろう。また、そのように解するのが振込人の保護にも厚い。

しかし、このような解釈に対しては、いろいろな反論が当然予想される。そこで、次に項を改めて予想される反論に答えておきたい。

六 第三者のためにする契約説の補強

第三者のためにする契約説に対してまず第一に予想される反論は、第三者である受取人の受益の意思表示が何時なされるかという点である。この点に関し、第三者のためにする契約において第三者の受益の意思表示を省略する特約

が有効かについては、大判大正五年七月五日民録二二卷一三三六頁はこれを否定している。しかし、最近の学説は、肯定説が多数説とみられる（遠藤浩外編・民法⑤ 契約総論【第3版】一二五頁（三輪一博））。また、民法が受益の意思表示を要求しているのは、たとえ利益であっても本人の意思を無視して与えることには問題があることにあることからすると、受益の意思表示は事前の包括的なものでもよいと解すべきであるが、前述のように、現在では当座預金規定および普通預金規定には振込金も預金として受入れる旨の規定がおかれている（当座勘定規定雛形四条、普通預金規定雛形二条一項後段）ので、たとえ否定説に立ったとしても問題はなであろう。

反論の第二として予想されるのは、振込の組戻しに関する現在の実務の上で、第三者のためにする契約の構成では不都合が生ずるとする反論である。すなわち、組戻しは振込人による仕向銀行に対する委任事務の解約と解されているが、組戻しができる終期については被仕向銀行において振込記帳が完了するまでとする考え方が実務上一般に行われている⁽¹⁶⁾。これは仕向銀行が振込人に対して負担する委任契約上の義務が被仕向銀行において受取人の預金債権を成立させることであると見ていることにほかならない。しかし、委任説における委任の目的は、論者により考え方が多少の違いはあれ、要するに被仕向銀行に対して預金債務を負担するに必要な行為ということになるが、そうである限り、仕向銀行における委任事務は、被仕向銀行との間で委任契約を締結すること、すなわち現在の内国為替制度のもとでは、振込通知の送達により終了するとみるべきことになろう。したがって、組戻しを委任契約の解除とみる限りは、振込通知の到達後は、たとえ入金記帳前であっても振込人の当然の権利としては、認められず、ただ、仕向銀行としては委任事務の事後処理としてこれに依じているにすぎないと解すべきことになろう。

この点、第三者のためにする契約説によると仕向銀行が被仕向銀行との間で契約を締結することにより、委任事務

は終了することになるから、仕向銀行が発した為替通知が被仕向銀行に到達した後は、もはや組戻しができないことになる。そこで委任説は、この点を不当とする。

しかし、これについては現在の實務に問題がないかを検討してみる必要がある。前述のように、記帳自体に格別の法律効果を認めることはできないことからいって、記帳までは組戻しができるというのも法律上の根拠に乏しく、ただ被仕向銀行において預金債権が成立した時点をほかに特定することができないことから、便宜記帳の時点を基準にしているにすぎないと見るべきであろう。しかし、このように預金債権成立の時点が不明確であるのは、単独行為による預金債務負担行為というような被仕向銀行の恣意的で時期を特定することができない行為に預金債権の成立という重大な結果を委ねたことによるもので、委任説の欠陥とみるべきである。また、仮に委任説に立った場合でも、為替通知の到達と同時に預金債務負担行為があったとみて組戻しはもはや認められないと解するのが妥当でないかと思われる。もっとも、受取人が振込の事実を知りうるのが記帳の時点であることから、それより前の時点で組み戻すぶんには実際上の不都合はない場合が多いであろう。しかし、それは当初の委任の解約の問題としてではなく、委任契約に基づく事務は終了しているが、それに付随したあらたな事務の委任として、仕向銀行において為替通知の到達後も振込記帳までは組戻しに依じているものと解するのが妥当である。

第三に予想される反論は、第三者のためにする契約と解すると、受取人の取得する預金債権は振込人と仕向銀行との間の資金関係に基づく全ての抗弁の対抗を受け、支払手段としての振込の機能に反する結果が生ずるといふ点である。そして、この点が第三者のためにする契約説の致命的な欠陥であるとも評されている。⁽¹⁷⁾しかし、この反論はどのようなことを意味しているのであろうか。仕向銀行が振込人の代理人または使者としてかあるいは自ら本人としてか

を問わず、被仕向銀行との間で第三者のためにする契約を締結するものであるから、資金関係が問題となるのは、振込人と被仕向銀行の間であり、振込人と仕向銀行との間ではない。第三者のためにする契約の資金関係が問題となるのは、要約者と諸約者の間であり、振込の場合は振込人と被仕向銀行の間の問題であるからである。従って、問題となるとすれば、振込人の無能力や意思表示上の瑕疵の影響を受けるといふ点であろう。しかし、この点については後述のように、委任説にも同じ問題があり、第三者のためにする契約説に対するのみの批判としては当たらない。

第四の反論として予想されるのは、第三者のためにする契約が何時、どのようにして締結されるのかという点である。仕向銀行からの振込通知が申込みならば、被仕向銀行の承諾が必要であることになるが、この点はどのように考へるべきか。しかし、この点については、内国為替制度に加入し銀行間で為替取引を行うことを包括的に約束していることにより、相互間において振込通知の到達を条件に第三者のためにする契約を成立せしめるといふ包括的な契約がなされていると解すること足りる。

七 仕向銀行を代理人または使者とする第三者のためにする契約説による構成内容

仕向銀行が振込人の代理人または使者として第三者のためにする契約を締結するという考え方に立った場合の法律効果は次のようになる。

- (1) 第三者のためにする契約は、振込人と被仕向銀行の間に成立する。したがって、被仕向銀行が正しく振込の手続をとらないときは、振込人は被仕向銀行に対して直接に債務の履行を求めることができる。もちろん、仕向銀行を

通じてでもでき、仕向銀行は、委任契約上の義務として被仕向銀行に対して正しい振込手続を完了することを求めなければならない。

(2) 受取人は、振込通知の被仕向銀行への到達と同時に、被仕向銀行に対して預金債権を取得する。被仕向銀行における記帳の如何を問わない。預金に対する利息も当然その時から発生する。

(3) 仕向銀行が振込人からの授權がないにもかかわらず振込の手続を行った場合は、無権代理となり振込は原則として無効となるが、被仕向銀行としては無権代理人である仕向銀行の責任を追求することにより、振込を有効なものとして取り扱うことができる。したがって、あとは仕向銀行と受取人の間の不当利得の問題となる。

仕向銀行に対する授權行為に無能力や意思表示上の瑕疵があった場合については困難な問題であるが、この問題は店頭振込や本支店振込にも共通の問題であり、後述する。

八 各種の取引上の問題の解決方法

そこで、最近の判例で問題となった点について、卑見の立場からの解決方法について次に述べておきたい。

(1) 振込人が受取人の表示を誤ったために振込が関係のない別人の預金口座になされた場合

この場合について最近の下級審判例は、預金契約の解釈の問題として、原因関係のない振込金は、受入れの対象とならないとしている。この点、卑見の立場からは、仕向銀行と被仕向銀行間の契約にはなんら瑕疵がなく、ただ代理

権の授与行為に錯誤があったことになる。そのように授權行為に瑕疵があった場合の代理人がした代理行為の効力についてはこれまで判例も見当たらず、学説でもほとんど論じられていないが、無権代理として取り扱うのが妥当である。したがって、被仕向銀行としては、振込金による預金契約の成立を否定することも、また仕向銀行に対する無権代理人としての責任を追及してゆくこともできると解すべきである。もっとも、第三者のためにする契約説に立つ場合も、預金規定における預金者の事前の包括的な受益の意思表示を前提に預金債権の成立を認めるものであるところ、その場合の受益の意思表示も正当な原因関係が存在する振込についてのみなされているものとみるべきであるから、誤振込先の預金者において別途個別に受益の意思表示をしたような場合はともかく、当然預金債権を取得することはないと解すべきである。したがって、振込人としては、自らまたは仕向銀行を通じて預金契約の解除の申入れをして、振込金を取り戻すことができることになる。被仕向銀行としてはこの解除の申出に應ずる法律上の義務はないが、解除に应じても誤振込先に対してなんらの責任を負うものではないから、実際上はこれに應ずることになる。

この場合、振込人における受取人の表示の誤りが振込人における重大な過失によるものであるときは、授權行為について錯誤を理由とする無効を主張することができず、振込人は、仕向銀行に対して振込資金の返還を求めることはできないと解すべきことになる。

なお、前述のように、入金記帳は預金債権の成立の有無とは直接関係がないと解すべきであるから、たとえ被仕向銀行において入金記帳をした後であっても、被仕向銀行は、右により預金契約の解除に応じたときは、自由に入金記帳を抹消することができる。また、その預金が差し押えられている場合でも、預金契約が解除されれば、預金債権は発生しなかったことになり、その差押えは無効なものとして取り扱われることになる。⁽¹⁸⁾

(2) 被仕向銀行の過誤により振込人が指定したのと異なる先に振込記帳がされた場合

この場合は、第三者のためにする預金契約そのものは有効に成立し、受取人のために預金債権も発生しているが、被仕向銀行において預金債務の履行に必要な準備行為である入金記帳の事務が未履行となっているにすぎないことになる。したがって、振込人又は受取人は被仕向銀行に対して入金記帳を求めることができる。誤振込先の預金口座については、その入金記帳は意味のないものとして、被仕向銀行において自由に抹消することができることは、右に述べたところと同様である。

(3) 振込人と受取人の間に対価関係はあるが、

仕向銀行が振込人の依頼に基づかないで振込の手続をした場合

この場合は、無権代理により第三者のためにする預金契約が締結されたことになるから、被仕向銀行は、振込人の追認がない間は契約を取り消すことができる（民法一二五条）。また、振込人が追認しないときは、仕向銀行に対して履行を求め、または損害賠償を求めることができる（同一二六条）。

したがって、振込人が追認を拒んだ場合でも被仕向銀行としては、仕向銀行との間で契約を成立させることにより、その振込を有効なものとして取り扱うことができる。しかし、この場合の振込は、仕向銀行によるものであるから、やはり、正当な原因関係に基づくものとはいえず、受取人の事前の受益の意思表示の対象に含まれていないと解することができるところから、振込後に受取人から個別に受益の意思表示がなされるまでは、契約を解除することができる。もっとも、受取人が個別の受益の意思表示をした後は、契約の解除ができず、受取人の預金債権も有効に成立することに

なり、その場合は、代位弁済の成否がいちおう問題となる。しかし、代位弁済も弁済の一種として弁済の意思が必要と解されるところ、仕向銀行にそのような意思はないし、また仮にあったとしても、仕向銀行は通常振込人の受取人に対する債務を弁済するについて正当な利益を有しないから、振込人の意思に反して弁済することができない。したがって、代位弁済は生じないと解すべきことになる。結局、受取人について発生した預金債権は、仕向銀行の資金負担において発生したもので、それにより原因債権の消滅はなく、また代位弁済も生じないから、仕向銀行は受取人に対して不当利得返還請求権を行使する以外にならないことになる。

この結論は、前掲判例のそれと変わりが無いが、その理由づけにおいてより明確となるように思われる。

九 まとめにかえて

以上、第三者のためにする契約説の立場から委任説に対する疑問を呈してきた。そして、第三者のためにする契約説に立ったほうが問題の解決方法が簡単であり、振込人や受取人の保護にも厚いことを述べた。また、今後については金融機関の倒産も視野に入れた為替理論の必要性が唱えられているおりから、振込を委任という受任者・被仕向銀行の行為を介して初めて預金債権が成立するという法律構成によるのでは、預金債権の成立時期が不明確であり、法律関係の画一性に欠けるほか、振込後の金融機関の破産の場合に、振込が実現しない可能性が高くなるという問題もある。さらには、委任説のもとでは、振込人は、被仕向銀行の債務不履行に対して直接の救済手段が与えられないことになるが、それでは、振込人の保護に欠けることにならないかという問題もある。

そこで、最後に、第三者のためにする契約説に対する、振込人における無能力や意思表示上の瑕疵の影響が振込の効力に直接影響を与え、振込の送金手段としての安定性に欠ける、とする批判に答えておきたい。

確かに、委任説によれば、仕向銀行と被仕向銀行の間の委任契約は、振込人と仕向銀行の間の委任契約から独立しているから、その限りでは、振込人の無能力等による影響はないといえそうである。しかし、振込による預金債権の成立に正当な原因関係を要求する判例の考え方からすれば、振込人の無能力等の場合についても、預金債権を成立させないという預金者の意思を推定して、預金を成立させないこととする考え方も十分成立しうるところであり、委任説の場合はそのような影響がないともいえないように思われる。さらにいえば、店頭振込や本支店振込においては、たとえこれを委任と構成してみても、このような委任関係の切断はなく、委任契約の効力が直接預金債権の効力に影響することを避けられない。振込に占める店頭振込および本支店振込の割合はかなり高いものと予想されるから、狭義の振込についてのみ資金の安定性を主張してみてもそれほど説得力があるとは思われない。

思うに、振込人の無能力等が振込の効力に影響を与えないようにすることが望ましいかは、そのこと自体十分検討を要することであるが、仮に望ましいとした場合は、振込という定型的でかつ債務の履行行為という行為の手段的な性格に着目して、広義の振込全般について、無能力等による影響を排除する理論を構築すべきであり、狭義の振込にしか適用できない理論で満足すべきではないと考える⁽¹⁹⁾。

なお、本稿においては、委任説に立つ個々の論文に対する反論は省略したが、これは、委任説に立つ限りどの説をとっても委任の目的について十分納得ができる説明をすることは困難であるように思われることによる。いずれ、再論の機会を得たい。

- (1) 後藤紀一「振込・振替と支払取引」、同「振込取引をめぐる最近の判例と問題点」金融法務事情(以下金法という。)(二二六九号一〇頁、同「振込取引と不当利得」(金法一三〇〇号四頁)、同「振込取引に関する最近の判例をめぐる(上)」(金法一三九二号三〇頁)、大西武士「内国為替取引の基本構造」現代金融取引法四一八頁、同「全銀内為制度における振込の法的性質」(手形研究四四四号八頁)、木南敦「誤った振込と預金の成否」(金法一三〇四号七頁)、牧山市治「依頼人が振込先を誤記した場合の受取人は預金債権を取得しないとされた事例」(金法一二六七号一四頁)、塩崎勤「誤振込による預金に対する差押えと振込依頼人からの第三者異議の訴えの許否」(金法一二九九号一頁)、山田誠一「誤った資金移動取引と不当利得(上)、(下)」(金法一二三四号一二頁、一三二五号二三頁)、松本貞夫「振込取引における仕向銀行と被仕向銀行との関係」(金法一二七二号九頁)、同「為替取引に関する最近の判例と実務上の問題点」(金法一三三四号四頁)、同「振込資金を欠く振込通知の効力」(金法一三七一号四頁)、川田悦男「誤振込による預金成否の問題点」(金法一三三四号四頁)、菅原胞治「振込取引と原因関係」(一)〜(5)「(金法一三五八号四二頁、一三六〇号二〇頁、一三六一号一七頁、一三六三号二六頁、一三六六号三二頁)等、およびこれらの論文に引用されている論文
- (2) 現在の金融機関相互間の為替取引は、昭和四八年に全面的に実施された全国銀行内国為替制度に基づいて行われている。この制度には他行内国為替業務が認められている全ての民間金融機関が加盟銀行となっており、制度の運営に関する事項を定めた内国為替運営規約、加盟銀行間の内国為替取引の事務手続を定めた内国為替取扱規則、および加盟銀行間の為替貸借の決済に関する事項を定めた為替決済規程に基づいてその運営が行われている。この制度の下ではそれまで金融機関相互間で個別に締結していた為替取引契約は不要となり、この制度への加盟により当然に他の加盟金融機関との間で為替取引契約が成立することになり、内国為替事務手続の統一化、簡素化、迅速化に大きな効果をもたらした。
- (3) 為替決済規程による決済は、全銀システムを利用するテレ為替の決済方式であり、各金融機関の日本銀行の為替決済預り金口座を通じて決済される。そのほか、文書振込のうち交換振込については、手形交換を利用して決済が行われる。
- (4) 最高裁昭和三二年二月六日民集一一卷一三号二〇七八頁、最高裁昭和四三年二月五日判決民集二二卷一三号二八七六頁
- (5) 我妻栄・債権各論上巻一九頁、椿寿夫・判例評論一三三号一四頁、中馬義直「第三者のためにする契約の意義」総合判例研究叢書民法(民法二七)一五〇頁)、星野英一・民法概論IV六五頁

- (6) 前田達明・「振込」銀行取引法講座《上巻三一八頁》
- (7) 後藤・「振込・振替と支払取引」二六頁
- (8) 中馬義直「第三者のためにする契約」前掲二八頁
- (9) 後藤・「振込・振替と支払取引」前掲六三頁では、次のように述べられている。
- 「わたくしは、受取人の預金債権取得の根拠をドイツのように抽象的債務約束契約にもとめてよいのではないかと思う。受取人は、預金口座の入金記帳されるため、預金という形で債権を取得するが、それは、通常の預金契約にもとづいて取得したものである。被仕向銀行は、仕向銀行の計算においては、受取人に対しては、自ら債務を負担する行為（入金記帳）しているからである。」
- また、大西・「内国為替取引の基本構造」前掲四四四頁では、狭義の振込に関して、次のように述べられている。
- 「私はさきに委任説をとることを明らかにしたが、委任事務の内容は被仕向銀行における受取への預金債務負担行為であると解する。被仕向銀行における入金記帳は行為の外形のみを見ると事実行為であるが、この事実行為が適法に行われることによって預金契約成立の効果が生じる。すなわち、仕向銀行より被仕向銀行に対し、適法な為替通知がなされることにより、被仕向銀行は仕向銀行に対し資金（請求権）を取得し、同時に受取人・被仕向銀行間の消費寄託契約の要物性が充足される。」
- (10) 大西・前掲書四三六頁。なお、そのほかにも支払指図説、仕向銀行が被仕向銀行の代理人として振込人との間で第三者のためにする契約を締結するものとする説などが紹介されているが、極めて少数の説とみられるのでここでは省略する。
- (11) 田中誠二・新版銀行取引法【四全訂版】二六二頁、西原寛一・金融法二一五頁、木内宜彦・金融法三三五頁
- (12) 前田・前掲書三一三頁
- (13) 吉原省三・銀行取引法の諸問題二八九頁における指摘
- (14) 前注9参照
- (15) 前注9参照
- (16) 松本貞夫「いわゆる組戻しの法律関係」判例・先例金融取引法【新訂版二二〇頁】
- (17) 後藤・前掲書二九頁

(18) たとえ誤振込によるものであっても入金記帳後においては当該預金者の了承なく入金取消の手続はとらないのが実務とされている。これは、無用なトラブルを避けるために妥当な手続であることは当然であるが、そのことと預金債権成立の有無とは区別して考える必要がある。誤振込によっては預金債権が発生しないという前提で考えれば、入金記帳は意味のないものであるから、一方的に取り消すことができる、というより真実の権利関係を表わしていないものとして、取り消さなければならぬ。もちろん、誤記入を正しい入金と信じたために、取消によって当該預金者が損害を受けることがあれば、不法行為上の損害賠償の問題が生じるが、それは誤振込について責任がある者の責任において解決されるべき問題である。トラブルのおそれがあるから、入金記帳によって常に預金債権を成立させるという理論は、本末転倒のように思われる。

(19) 此の問題は、従来、いわゆる事実的契約関係と行為能力として論じられてきた問題（浜上規雄「現代法律行為論について（1）」民商四二巻四号三〇頁、神田博司「事実的契約関係と行為能力」民法の争点Ⅰ、一七頁、新版注釈民法（1）二二八四頁（篠原）等）の中で解決されるべき性質のものである。

また、今後の電子的資金移動（Electronic Fund Transfer 略称EFT）の本格化に備えた議論の中でも活発に論じられており（代表的なものとして、岩原紳作「資金移動取引の瑕疵と金融機関」国家学会百年記念・国家と市民三巻一七〇頁）、今後の議論に注目したい。